

# 教育委員会定例会事項書

令和元年12月12日(木)

13:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 黒 田 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

議案第55号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第56号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

## 4 報告題

報告 1 「第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)」【中間案】について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和元年11月26日(火)

開会 13時30分

閉会 13時49分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第54号 令和2年度教職員人事異動基本方針について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和2年度三重県職員(文化財技師)採用選考試験の結果について

報告2 令和2年度当初予算の要求状況について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第55号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年12月12日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年<sup>三重県人事委員会規則</sup>  
<sup>三重県教育委員会規則</sup>

第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十以内</u></p> <p>二 (略)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十五以内</u></p> <p>二 (略)</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

## 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当に係る規定を整備する。

### 2 改正内容

人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の引上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

	現 行	①R1.12月期	②R2年度以降
再任用職員以外の職員	185/100 以内	195/100 以内	190/100 以内

### 3 施行期日等

- ・上記2①については、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- ・上記2②については、令和2年4月1日から施行する。



議案第56号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和元年12月12日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号 三重県教育委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十一年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、任期を定めて任用される職員のうち、<u>在職期間が一年以上の者にあつては、</u>第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〜十六（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（一般の退職手当及び予告を受けない退職者の退職手当の発令手続等）</p> <p>第十条 校長は、条例第二条の四から第六条の五まで、条例第九条、昭和三十一年改正条例附則第二項及び昭和三十七年改正条例附則第六項に規定する退職手当を支給される職員が生じた場合は、次に掲げる書類を県委員会（給与条例第二条第一項第三号及び第四号に規定する職員（以下「市町立学校職員」という。）については、所属の市町の教育委員会を経由の上）に提出しなければならない。ただし、<u>一年未満の任期を定めて採用され、又は任用される職員にあつては、</u>第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。</p> <p>一〜十六（略）</p> <p>2・3（略）</p>																								
<p>別表（第四条の五関係）</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="207 1612 758 2016"> <tr> <td>第三号</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> </table>	第三号	（略）	区分		第四号	（略）	区分		第五号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適	区分		<p>別表（第四条の五関係）</p> <p>イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" data-bbox="829 1612 1380 2016"> <tr> <td>第三号</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第四号</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五号</td> <td>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> </tr> </table>	第三号	（略）	区分		第四号	（略）	区分		第五号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適	区分	
第三号	（略）																								
区分																									
第四号	（略）																								
区分																									
第五号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適																								
区分																									
第三号	（略）																								
区分																									
第四号	（略）																								
区分																									
第五号	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適																								
区分																									

	<p>用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 〃 〃 （略）</p>
第六号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>

	<p>用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの（第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの（第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 〃 〃 （略）</p>
第六号区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会</p>

第七号 区分	<p>三〇五 (略)</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三〇五 (略)</p>
第八号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの (第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議</p>

第七号 区分	<p>と協議して定めるもの</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの (第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。) のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三〇五 (略)</p>
第八号 区分	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの (第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。) のうち県委員</p>

	<p>して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたものの（第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五（略）</p>
第九号区分	（略）

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	（略）
第二号区分	（略）
第三号区分	（略）
第四号区分	（略）
第五号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたものの（第四号区分の項第一号に</p>

	<p>会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたものの（第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二〇五（略）</p>
第九号区分	（略）

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	（略）
第二号区分	（略）
第三号区分	（略）
第四号区分	（略）
第五号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議し</p>

	掲げる者を除く。)	
	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p>	
	三〇五 (略)	
第六号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>	
	三〇五 (略)	
第七号	一 平成十八年四月以後の公	

	て定めるもの、特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)	
	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの、特二級又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p>	
	三〇五 (略)	
第六号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p>	
	三〇五 (略)	
第七号	一 平成十八年四月以後の公	

区分	<p>立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 〃 五 （略）</p>
第八号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する</p>

区分	<p>立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 〃 五 （略）</p>
第八号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する</p>



	<p>条例の中学校・小学校教育職 給料表の適用を受けていた 者でその属する職務の級が 一級であつたもののうち県 委員会が人事委員会と協議 して定めるもの又は二級で あつたもの（第六号区分の項 第二号及び第七号区分の項 第二号に掲げる者を除く。） のうち県委員会が人事委員 会と協議して定めるもの</p>
第九号 区分	<p>三〜五 (略) (略)</p>

	<p>条例の中学校・小学校教育職 給料表の適用を受けていた 者でその属する職務の級が 一級であつたもののうち県 委員会が人事委員会と協議 して定めるもの又は二級で あつたもの（第五号区分の項 第二号、第六号区分の項第二 号及び第七号区分の項第二 号に掲げる者を除く。）のう ち県委員会が人事委員会と 協議して定めるもの</p>
第九号 区分	<p>三〜五 (略) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の基礎在職期間にかかる公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第四条の五に規定する職員の区分については、この規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

## 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

退職手当の調整額に係る職員の区分の適用の見直し等に伴い、規定の整備を行う。

### 2 改正内容

- (1) 高等学校等教育職給料表2級の適用を受けていた者及び中学校・小学校教育職給料表2級の適用を受けていた者について、調整月額第5号区分の適用を廃止する。  
なお、廃止に伴い、所要の経過措置を設ける。
- (2) その他規定を整備する。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

報告1

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【中間案】について

「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【中間案】について、別紙のとおり報告する。

令和元年12月12日提出

三重県教育委員会事務局  
社会教育・文化財保護課長



## 「第四次子ども読書活動推進計画（仮称）」中間案について

現行の「第三次子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和元年度末で終了することから、次期の「第四次子ども読書活動推進計画（仮称）」を策定しています。

「第三次子ども読書活動推進計画」における成果と課題をふまえ、三重県読書活動推進会議のご意見もいただきながら、別添資料のとおり中間案をとりまとめました。中間案の概要は以下のとおりです。

### 1 「第四次子ども読書活動推進計画（仮称）」の概要について

#### (1) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針について

(別添資料 5ページ)

「第三次子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとしています。

- ① 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ② 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができる取組の推進
- ③ 人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進
- ④ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

#### (2) 「第四次子ども読書活動推進計画（仮称）」の構成

「第四次子ども読書活動推進計画」の構成は次のとおりとしています。

##### 1 基本的な考え方

- (1) 子どもの読書活動の意義
- (2) 子どもを取り巻く環境の変化
- (3) 国・県・市町の動き
- (4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題
- (5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針
- (6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進
- (7) 計画期間

##### 2 発達段階に応じた取組の推進

##### 3 家庭・地域・学校等における推進方策

###### (1) 家庭

- (ア) 家庭の役割
- (イ) これまでの取組の成果と課題
- (ウ) 家庭における今後の取組

(2) 地域

(ア) 地域の役割 (イ) これまでの取組の成果と課題

(ウ) 地域における今後の取組

《県教育委員会》《県立図書館》《市町立図書館》

《公民館、児童館等》《読書ボランティア、地域ボランティア》

《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割 (イ) これまでの取組の成果と課題

(ウ) 学校等における今後の取組

《小・中学校》《県立高等学校》《県立特別支援学校》

《幼稚園・認定こども園及び保育所》

4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

(1) 推進体制の充実

(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の開催

(イ) 市町教育委員会等の連携・協力

(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携

(エ) 助言や情報提供等の支援

(オ) その他

(2) 子ども読書活動推進計画の進行管理

5 成果指標と成果目標

(3) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進について  
(別添資料 5 ページ)

平成 28 年度からの 4 年間は、みえの学力向上県民運動セカンドステージとして、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げています。

この県民運動は、子どもの読書活動の推進に重要な取組であることから、引き続きこれらの事業を展開していくこととしています。

(4) 「発達段階に応じた取組の推進について（別添資料 6 ページ）

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、読書に関する発達段階ごとの特徴をふまえ、家庭、地域、学校における、幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意した取組を推進します。

また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないように、学校種間の連携による切れ目のない取組を進めます。

## (5) 家庭・地域・学校等における推進方策について

今後の推進方策として、「発達段階に応じた取組の推進」について記載するとともに、「家庭」、「地域」、「学校」それぞれの場における「役割」、「成果と課題」、「今後の取組」を記載しています。

### ① 家庭（別添資料 7ページ）

「家庭の役割」として、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあるため、家庭においては、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められるとしています。

「家庭の課題」としては、小・中学生で平日、読書を全くしない割合が平成26年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していないことから、読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切であると記載しています。

「家庭における今後の取組」については、「読書と出会うきっかけづくり」、「読書習慣づくり」、「読書活動の啓発・奨励」の観点から整理し記載しています。

### ② 地域（別添資料 10ページ）

「地域の役割」として、公立図書館や公民館、児童館等は、子どもがたくさん本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにするとともに、子どもの読書活動推進の拠点として、情報発信、啓発活動、読書ボランティア等への支援等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしているとしています。

「地域の課題」としては、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要であること、小学校中学年以降の図書館（読書）ばなれの理由の分析と年代に応じた働きかけが必要なこと、障がいのある子どもや外国語を母語とする子どもなどの図書館利用を促す工夫と資料の充実が必要なこと、情報発信拠点としての公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があることなどを記載しています。

「地域における今後の取組」については、「県教育委員会」、「県立図書館」、「市町立図書館」、「公民館・児童館等」、「読書ボランティア、地域ボランティア」、「高等教育機関、民間団体（出版関係、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等」の実施主体別で整理し記載しています。

### ③ 学校等（別添資料 23ページ）

「学校等の役割」として、学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育んでいく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』こと、幼稚園・認定こども園および保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であるとしています。

「学校等の課題」としては、学校図書館の読書環境充実のほか、小・中学校における各市町教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や学校図書館の情報共有、県立高等学校におけるさらなる学校図書館の計画的利用や生徒の自主的自発的な学習活動・読書活動の充実などを記載しています。

「学校等における今後の取組」については、「小・中学校」、「県立高等学校」、「県立特別支援学校」、「幼稚園・認定こども園及び保育所」実施主体別で整理し記載しています。

(6) 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）について  
(別添資料 32 ページ)

子どもの読書活動を推進するにあたり、県教育委員会は、「三重県子ども読書活動推進会議」や「読書活動推進庁内会議」を開催し、横断的な取組を図るとともに、市町教育委員会や民間事業者等との情報交換や研修会等を通じて多様な主体との連携・協力を進めることなどを記載しています。

また、子ども読書活動推進計画の進行管理として、数値目標の達成状況や取組の進捗状況について、「三重県子ども読書活動推進会議」等の関係会議でご意見をいただき、次年度以降の取組に生かすことを示しています。

(7) 成果指標と成果目標について (別添資料 34 ページ)

成果指標について、「家庭において読書習慣が身につく」、「地域での読書習慣が身につく」、「学校において読書習慣が身につく」にわけて、それぞれ記載しています。

## 2 今後の予定

令和元年12月中旬

～令和2年1月中旬 パブリックコメント（中間案）

2月 子ども読書活動推進会議（最終案）

3月 教育警察常任委員会（最終案）

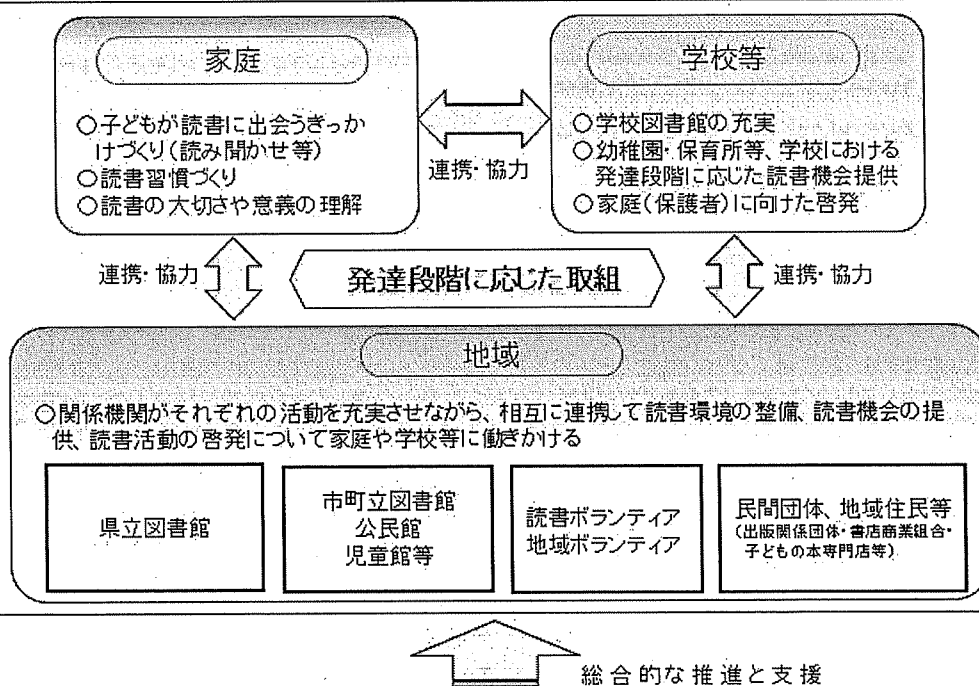


第四次三重県子ども読書活動推進計画(仮称)【中間案】概要

基本的な方針

- ① 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ② 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができる取組の推進
- ③ 人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進
- ④ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で発達段階に応じた取組を推進



推進体制の充実

- 横断的な取組の推進  
(三重県子ども読書活動推進会議等の開催)
- 市町教育委員会等との連携・協力  
(情報交換会、研修会等の開催、市町子ども読書活動計画策定の支援)
- 民間事業者等、多様な主体との連携  
(県事業への参画、民間事業との連携、情報提供等) 支援
- 子ども読書活動推進計画のPDCAサイクルに基づく進行管理  
(三重県子ども読書活動推進会議等での意見を次年度以降の取組に反映)



別添資料

第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）  
【中間案】

令和元年12月  
三重県教育委員会



# 目 次

1	基本的な考え方	1
	(1) 子どもの読書活動の意義	
	(2) 子どもを取り巻く環境の変化	
	(3) 国・県・市町の動き	
	(4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題	
	(5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針	
	(6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進	
	(7) 計画期間	
2	発達段階に応じた取組の推進	6
3	家庭・地域・学校等における推進方策	7
	(1) 家庭	7
	(ア) 家庭の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 家庭における今後の取組	
	(2) 地域	10
	(ア) 地域の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 地域における今後の取組	
	《県教育委員会》	
	《県立図書館》	
	《市町立図書館》	
	《公民館、児童館等》	
	《読書ボランティア、地域ボランティア》	
	《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》	
	(3) 学校等	23
	(ア) 学校等の役割	
	(イ) これまでの取組の成果と課題	
	(ウ) 学校等における今後の取組	
	《小・中学校》	
	《県立高等学校》	
	《県立特別支援学校》	
	《幼稚園・認定こども園及び保育所》	

4	計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）	32
(1)	推進体制の充実	32
(ア)	三重県子ども読書活動推進会議等の開催	
(イ)	市町教育委員会等との連携・協力	
(ウ)	民間事業者等多様な主体との連携	
(エ)	助言や情報提供等の支援	
(オ)	その他	
(2)	子ども読書活動推進計画の進行管理	33
5	成果指標と成果目標	34

# 1 基本的な考え方

## (1) 子どもの読書活動の意義

子ども<sup>※1</sup>は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身に付けていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動<sup>※2</sup>）は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身に付けるための大切な手段の一つです。

### 『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。  
「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。  
子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。  
読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。  
子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。  
読みたくなるような魅力的な本がある。  
本をすすめてくれる人がいる。  
子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

作：三重県子ども読書活動推進会議

## (2) 子どもを取り巻く環境の変化

スマートフォン等の情報通信手段の普及により、子どもたちを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があると言われてしています。

内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加し、平成30年度には約169分になるとともに、その内6割を超える約106分が趣味・娯楽を目的に利用されています。

また、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があり、高校生では毎日3時間半以上となっています。

※1 子ども：本計画では、概ね18歳以下の者をいう。

※2 読書活動：本を読む、絵本を見たりお話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書くなど、読書に関わる活動全般。

なお、「本を読む」については、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

	平成 30 年度		平成29年度		平成28年度	
	平日平均利 用時間	2 時間以 上の割合	平日平均 利用時間	2 時間以 上の割合	平日平均 利用時間	2 時間以 上の割合
総数	168.5 分	61.5%	159.3 分	57.0%	154.3 分	56.3%
小学生	118.2 分	39.4%	97.3 分	33.4%	93.4 分	32.5%
中学生	163.9 分	61.0%	148.7 分	56.7%	138.3 分	51.7%
高校生	217.2 分	82.6%	213.8 分	74.2%	207.3 分	76.7%

加えて、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、ライフスタイルの多様化等により、保護者の価値観にも変化が生じており、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の世代の読書離れも進む傾向にあります。

### (3) 国・県・市町の動き

国は、子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成 13 年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね 5 年間の施策の基本的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を逐次策定し、現在では、平成 30 年 4 月に策定された第四次基本計画に基づき施策が推進されています。

また、平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書<sup>※3※4</sup>の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。平成 29 年及び平成 30 年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

そして、新幼稚園教育要領や保育所保育指針等では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

本県においては、法律や国の基本計画をふまえ、平成 16 年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね 5 年ごとに改定を行い、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、取組を推進してきました。

※3 司書：図書館法第 4 条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員

※4 学校司書：学校図書館法の一部を改正する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、専ら学校図書館の職務に従事する職員を「学校司書」と位置づけている。



さらに、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動<sup>※5</sup>」を展開し、読書活動の推進を運動の柱の一つとして、学校における朝の一斉読書を実施するなど取組を進めてきました。

また、県内市町においては、14 市 13 町が子ども読書活動推進計画を策定し(令和元年 6 月現在)、それぞれの実情に応じた取組を推進しています。

#### (4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題

「第三次子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしなが、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。

その結果、家庭における小・中学生の不読率がやや改善し、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。

しかしながら、家庭における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っており、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

---

※5 みえの学力向上県民運動：平成 24 年度から三重県・三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力(自立する力)や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力(共に生きる力)を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の 3 つの視点で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくために県民総参加で取り組む運動である。

この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動(論理や思考)やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

＜第三次子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞

目指す成果	指標		実績(26年 度)	実績(平成31 年度)	目標数値(平 成31年度)
家庭において 読書習慣が身 につく	① (新)※普段 (月～金曜 日)、1日当 たり読書を全 くしない県内 公立小・中 学校児童生徒 の割合	小学校	21.4% (全国19.3%)	19.1% (全国18.7%)	18.0%
		中学校	35.7% (全国34.3%)	38.7% (全国34.8%)	28.0%
地域において 公立図書館を はじめとした 多様な主体が 連携して読書 活動が推進さ れる	② ボランティア と連携してい る県内公立 小・中学校の 割合	小学校	〈H24〉69% (全国81.2%)	〈H28〉70.4% (全国81.4%)	〈H30〉76.0%
		中学校	〈H24〉23.9% (全国27.2%)	〈H28〉22.7% (全国30.0%)	〈H30〉28.0 %
	③ 県内公立図書館の児童 書貸出冊数		〈H26〉 2,696,521冊	〈H30〉 3,588,193冊	〈H30〉 2,763,000冊
学校において 組織的に読書 活動が推進さ れ、確かな学 力の基盤が築 かれる	④ ※一斉読書を 実施する県内 公立小・中 学校の割合(週 に2回以上実 施する割合)	小学校	〈H25〉76.6% (全国61.1%)	〈H30〉69.9% (全国調査なし)	〈H30〉81.0%
		中学校	〈H25〉85.9% (全国79.8%)	〈H30〉94.7% (全国調査なし)	〈H30〉86.0%
	⑤ (新)※専ら学 校図書館の職 務に従事する 職員(学校司 書)を配置す る県内公立 小・中学校の 割合	小学校	〈H25〉38.8% (全国53.2%)	〈H30〉69.3% (全国調査なし)	〈H30〉54.0%
		中学校	〈H25〉51.9% (全国 51.9%)	〈H30〉62.5% (全国調査なし)	〈H30〉63.0%
	⑥ (新)※学校図 書館を活用し た授業を計画 的に(「学期に 数回以上」)行 っている県内 公立小・中 学校の割合	小学校	〈H25〉77.2% (全国80.5%)	〈H30〉85.8% (全国調査なし)	〈H30〉83.0 %
		中学校	〈H25〉39.5% (全国42.2%)	〈H30〉68.4% (全国調査なし)	〈H30〉50.0%
	⑦ (新)高等学校図書館で 実施された授業の延時 間数		〈H25〉 2,985時間	〈H30〉 4,125時間	〈H30〉 3,400時間

#### (5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の基本的な方針

この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次子ども読書活動推進計画」の期間中（平成27年から概ね5年間）に実施した様々な取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

そこで、「第三次子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。

- ① 家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ② 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができる取組の推進
- ③ 人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動の推進
- ④ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

#### (6) 「みえの学力向上県民運動」における「読書をとおした学び」の推進

県は、平成24年度から「みえの学力向上県民運動」を展開し、「読書をとおした学び」を取組の視点の一つとし、読書活動の推進を取組の柱の一つとしています。

平成25年度から小中学校を対象とした「学力向上のための読書活動推進事業」を、平成26年度から高等学校を対象とした「学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業」を実施し、児童生徒の読書活動をとおした言語活動の充実に努めています。

また、平成28年度からの4年間は、みえの学力向上県民運動セカンドステージとして、学校では授業改善等の取組を深め、家庭・地域では生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立等の取組を広げています。

子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。この県民運動は、子どもの読書活動の推進に重要な取組であることから、引き続きこれらの事業を展開していきます。

#### (7) 計画期間

令和2年度から概ね5年間とします。

## 2 発達段階に応じた取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、以下のような読書に関する発達段階ごとの特徴をふまえ、家庭、地域、学校における、幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意した取組を推進します。

また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかることがないように、学校種間の連携による切れ目のない取組を進めます。

### 幼稚園・認定こども園及び保育所の時期（おおむね6歳ごろまで）

周りの大人から言葉をかけてもらったり、子どもなりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて、絵本や物語に興味を示すようになります。

さらに、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

### 小学生の時期（おおむね6歳ごろから12歳まで）

#### **【低学年】**

本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

#### **【中学年】**

最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが表れ始めます。

読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

#### **【高学年】**

本の選択ができ始め、その良さを味あうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合があります。

### 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

### 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて適切に読むことができるようになり、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書をするようになります。

### 3 家庭・地域・学校等における推進方策

#### (1) 家庭

##### (ア) 家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常生活の中に位置づけ、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持つなど、幼児期から継続して子どもの読書習慣を育んでいくことが重要です。

このことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

##### (イ) これまでの取組の成果と課題

###### ○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 子育てに関心の高い方や祖父母世代を対象とした子育て家庭を応援する人材を養成する講座において、「わらべうた」の言葉やリズムを通してコミュニケーションを図ることを学ぶ機会を提供しました。
- ・ 子育て支援センターで実施される親子が集う行事に参加して絵本を配布し、親子で読書を楽しむ啓発を行いました。
- ・ 読書の魅力や読書を通して身につく力を記載したリーフレットを作成し、市町及び親子が集う行事等で配布し、啓発を行いました。

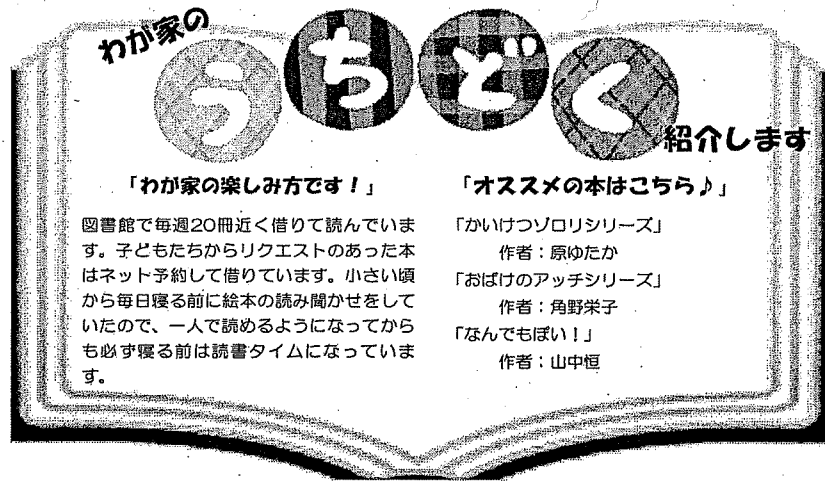
###### ○読書習慣づくり

- ・ 生活習慣・読書習慣チェックシートを作成し、就学前の親子が集うイベントで配布するとともに、小・中学校及び幼稚園、保育所等に活用を働きかけました。
- ・ 「みえの親スマイルワーク」の読書活動に関するシートを活用し、親同士が語り合う場において活用するよう市町や関係者に働きかけました。
- ・ 児童文学作家による講演会や有識者による講演及びワークショップを開催し、保護者の参加を働きかけました。
- ・ 家庭での読書活動推進のための啓発チラシを学校、幼稚園などを通じて配布し、保護者への啓発を行うとともに、家庭読書（家読（うちどく））<sup>※6</sup>事例の収集を行い、好事例をチラシ、ホームページ、ツイッターなどで広く情報発信しました。
- ・ 家庭での読書活動を推進するとともに読書の幅を広げるためのツール（ピンゴカード）を作成し、小学校に活用を働きかけました。

※6 家庭読書（家読（うちどく））：「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。

## 県教育委員会の取組

三重県教育委員会では、家族でコミュニケーションを図りながら、読書に親しむ「家読（うちどく）」を推進するため、家庭での読書の楽しみ方や家族でともに楽しめる本を平成30年度に募集しました。この家読（うちどく）ポップカードは、みなさまから寄せられた声をご紹介するため、作成したものです。



### <家庭の課題>

- 小・中学生で平日、読書を全くしない割合が平成26年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。(小学生 H26:21.4%→H30:19.5% [全国18.7%]、中学生 H26:35.7%→H30:34.8% [全国32.9%])
- 読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切です。

## (ウ) 家庭における今後の取組

### ○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 幼児期からわらべうたや読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。
- ・ 親子で参加する行事やイベント等を通して啓発活動を進めます。

### ○読書習慣づくり

- ・ 生活習慣・読書習慣チェックシートや「みえの親スマイルワーク」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。
- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTA との連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。

### ○読書活動の啓発・奨励

- ・ 保護者が、子どもの読書活動の重要性や幼児期からの読み聞かせ等の必要性について気づくよう、読書に関する情報提供や講座等を行います。
- ・ 「子ども読書の日」<sup>※7</sup>、「文字・活字文化の日」<sup>※8</sup>、「読書週間」<sup>※9</sup>、「家庭の日」<sup>※10</sup>等の機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

---

※7 子ども読書の日：(4月23日)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

※8 文字・活字文化の日：(10月27日)「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

※9 読書週間：(10月27日から11月9日までの2週間)公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

※10 家庭の日：(毎月第3日曜日)「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

### (ア) 地域の役割

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

### (イ) これまでの取組の成果と課題

#### 《県教育委員会》

#### ○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動にあたる課題の把握に努めるとともに、県ホームページに掲載し、情報発信を行いました。また、県事業への参加（商業施設での読書イベントやビブリオバトル<sup>※11</sup>、子ども司書育成事業等）を促進しました。

#### ○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上が図れる研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。

#### ○多様な主体との連携

- ・ 地域の多様な主体（事業者や読書ボランティア等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進しました。
- ・ 三重県学校図書館協議会と連携し、高校生ビブリオバトル大会の開催を支援しました。
- ・ 公立図書館と連携し、読書の楽しさや大切さを伝える子どもたち（子ども司書）の育成を行うとともに、子どもたちの活動を促進しました。

---

※11 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。③全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。



### 県教育委員会の取組

#### 【商業施設等における啓発イベント】

商業施設等において、読書ボランティアの協力により、特に就学前の子どもをもつ家庭を対象にした読み聞かせを行いました。

保護者に対するアンケートから、参加者の 1/3 以上が読み聞かせイベントに初めて参加していることが分かるとともに、多くの保護者が今後読み聞かせをしたいと回答し、本に親しむきっかけづくりとなったと考えられます。

今後は県で開催することに加え、各市町もしくは書店等商業施設においてもさらに広がっていくことが期待されます。

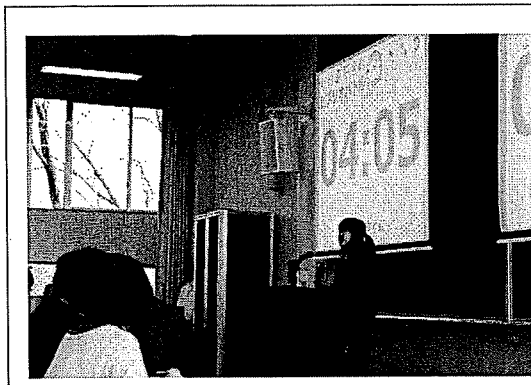


### 県教育委員会の取組

#### 【ビブリオバトル】

読書離れが進む高校生に対して、自ら進んで読書に親しむきっかけを作り、読書の楽しさや有益性を伝えながら高校生の読書活動を推進しました。

また、学校でのビブリオバトルの活用を支援するため、県大会の開催やビブリオバトルのデモンストレーションを行うなどして普及を図りました。



## 《県立図書館》

### ○学校等への支援

- ・ 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービス※12も合わせて行いました。
- ・ 学校司書のニーズをふまえたテーマ別ブックリストを作成して、学校図書館の司書等へ提供しました。

### ○ホームページ等による情報提供

- ・ 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスのしやすさを図りました。
- ・ ツイッターにより、おはなし会やイベントの情報を発信しました。

### ○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会&おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を作りました。その他時季に応じてミニ展示を設け、図書の紹介を行いました。
- ・ 平成26年に設置したティーンズコーナーでは、2か月ごとにテーマ展示を行い、幅広い分野の図書を紹介するよう努めました。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・ 来館が困難な人に対しては郵送貸出サービスを行いました。
- ・ 録音図書※13など多様な資料の提供に努めました。

### ○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 図書館利用に困難を抱える方の一助となるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。
- ・ 他の公共図書館でも利用できるよう、「コミュニケーション支援ボード」のフォーマットを公開しました。

### ○県内全体を意識した図書館資料の充実

- ・ 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、できるだけ多くの新刊を購入しました。
- ・ 子どもの読書活動に関わる方々をサポートするため、児童書の研究書や学校図書館関連の図書の購入に努めました。

---

※12 レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと。

※13 録音図書：著作権法第37条第3項の規定に基づいて作成されたカセット、CD等に録音された図書。

#### ○情報ネットワークの利用促進

- ・ 「三重県図書館情報ネットワークシステム<sup>※14</sup>」や、e-Booking<sup>※15</sup>サービス（オンライン予約配送サービス）を通じて県民への資料提供を行いました。

#### ○市町立図書館等との連携

- ・ 図書館未設置自治体へ訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。

#### ○県立学校図書館との連携

- ・ 三重県学校図書館協議会司書部のレファレンス研究会と連携し、県立学校司書のおすすめ本を展示するとともに、研究会の活動内容やレファレンス事例、学校司書の役割等を紹介したポスターを展示しました。また、県内の市町立図書館においても巡回展示を行いました。

#### ○研修の充実による人材育成

- ・ 市町立図書館職員や学校司書を対象に、初任者研修会や中堅職員研修会を実施しました。
- ・ 中堅職員研修会については、ヤングアダルト<sup>※16</sup>へのサービスのあり方やわらべうたなど、児童サービスに関する内容で実施しました。

#### ○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティアグループによるおはなし会を定期的に行うとともに、県立図書館ボランティアには小学生の図書館見学において案内役を担っていただきました。

---

※14 三重県図書館情報ネットワークシステム：家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能

※15 e-Booking：県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

※16 ヤングアダルト：おおむね12歳から18歳くらいまでの人。日本では主に中学・高校生を指すことが多い。大人への移行期にある彼らに対しては、図書館サービスにおいて児童とも成人とも異なる配慮が必要である。

## ＜地域の課題＞

- 県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加しているものの、小・中学校ではボランティアと連携している割合が全国平均を下回っているうえ、中学校では減少しています。(貸出冊数 H25 : 2,568,605 冊→H28 : 3,588,193 冊、ボランティア連携 [中学校] H24 : 23.9%→H28 : 22.7%) なお一層、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要です。
- 小学校低学年ごろまではよく図書館を利用していても、中学年以降は図書館の利用が減り読書活動が継続できていない傾向があります。図書館(読書)ばなれを防ぐため、年代に応じた取組が必要です。
- 障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、資料の充実が必要です。
- 公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、民間図書室や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

## (ウ) 地域における今後の取組

### 《県教育委員会》

#### ○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動にあたる課題の把握に努めます。また、県ホームページに掲載し、情報発信するとともに、県への事業への参加(ビブリオバトル、商業施設での読書イベント等)を促進します。

#### ○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上が図れる研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。

#### ○多様な主体との連携

- ・ 地域の多様な主体(事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等)と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。

### 《県立図書館》

#### ○家庭や学校等への支援

- ・ 学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。

### ○ホームページ等による情報提供

- ・ 「こどもページ」をはじめとするホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ソーシャルメディアも活用してイベント情報やボランティアの活動紹介等の情報提供を計画的に行います。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、サービス内容の積極的な周知に努めます。

### ○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやおはなし会の開催、おすすめ本リストやテーマ別ブックリストの作成、特集展示の設置等、子どもが本と出合い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。特に、中学生・高校生向けのおすすめコーナーの設置等、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書週間」などの機会を捉え、読書活動の機運を盛り上げる催しを実施します。

### ○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供、対面朗読サービス等、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

### ○図書館資料の充実

- ・ 子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については可能な限り新刊図書の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。

### ○情報ネットワークの利用促進

- ・ 県内の市町立図書館や図書館未設置自治体に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえてe-Bookingサービスを積極的、効果的に運用します。

### ○市町立図書館等との連携

- ・ 市町立図書館や公民館との連携を推進するため、定期的な巡回訪問を実施するとともに、図書館未設置自治体の求めに応じて必要な支援を行います。

### ○県立学校図書館との連携

- ・ 学校司書とともに事業や研修を企画・実施するなど、県立学校図書館との連携・協働を強化します。

### ○研修の充実による人材育成

- ・ 県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。
- ・ 読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、引き続きボランティアの育成や資質向上に努めます。

### ○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、引き続きその活動の充実を促進します。
- ・ 小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、県立図書館主催事業への参画を推進します。

## 《市町立図書館》

### ○図書館資料の整備・充実

- ・ 子ども一人ひとりの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集を促します。特に、県立図書館と資料収集方針や蔵書計画の情報等を共有することにより、効果的な資料収集がなされるよう促します。
- ・ 除籍資料をリサイクルするなど、図書館資料を有効に活用し、家庭や地域、学校等での読書活動に活用できる仕組みづくりを促します。

### ○専門的職員の配置と資質向上

- ・ 市町の実情に応じて、司書（専門的職員）の配置を促すとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

### ○ネットワークの仕組みづくり

- ・ 子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見交換等を行うネットワークの構築を促します。
- ・ 地域の施設（博物館等）や、地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体との連携・協力関係の構築を働きかけます。

### ○家庭や学校等への支援

- ・ 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の実情に応じた支援を行うよう促します。

### ○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供等、多様なニーズに対応したサービスを促します。

### ○読書ボランティア、地域ボランティア等の育成と支援

- ・ 地域における読書活動を推進するため、ボランティア登録制度の拡充等、読書ボランティアの育成を促進します。さらに、活動場所の提供や図書館資料の貸出、研修会や意見交換会を実施するなど、その活動の一層の充実を支援するよう促します。
- ・ 「地域学校協働活動<sup>※17</sup>」や「放課後子ども教室<sup>※18</sup>」、「まちづくり協議会<sup>※19</sup>」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携するよう促します。

### ○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人と一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促します。
- ・ 家庭読書の推進として、「家読（うちどく）コーナー」の設置や啓発資料の配布等、家庭において子どもの読書習慣を身につけるための取組を働きかけます。
- ・ 季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げる催しの実施を促します。

### ○中学生・高校生へのきっかけづくり

- ・ 中学生・高校生向けのコーナー設置や、同世代の子どもが集まって本の紹介や意見交換を行う機会の提供を促します。また、学校からの職場体験活動を受け入れるなど、共同体の中で読書に親しむきっかけづくりや、読書や図書館への興味関心の喚起を図るよう促します。

---

※17 地域学校協働活動：従来の学校支援の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」を目指す新たな活動のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく。

※18 放課後子ども教室：地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。

※19 まちづくり協議会：ある区域の中で住民・事業者・関係権利者（地区外権利者も含む）が構成員となって、まちづくりに取り組むための組織。

### ○図書館だよりの発行等による情報提供

- ・ 図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発事業の実施、ホームページや市町広報誌等を活用した情報提供を計画的に行い、子どもだけでなく、地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えるよう促します。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、サービス内容を積極的に周知するよう促します。

### ○地域の多様な主体との連携

- ・ 読書ボランティア、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体が相互に連携・協力した事業を実施するよう働きかけます。
- ・ 地域の幼稚園、保育所等、学校、保健センター、子育て支援センター等と協力し、より多くの保護者や子どもへ周知し、参加を促進するよう働きかけます。

#### 四日市市立図書館の取組

子どもが本に親しんでもらえるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の読みきかせやおはなし会に加え、季節や「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。

試みの1つとして、男性にも読みきかせのおもしろさをアピールする、ということで平成27年度から「ザ・男の読みきかせ」と題して、すべて男性の読み手による絵本の読みきかせを開催しています。

親子で読んだり、お孫さんを前に読んだり、マジックや、音楽の演奏、凝った衣装、落語風絵本に合わせた折り紙、などのお楽しみもあります。読み手の募集を開始するとすぐに定員になり、この企画への参加を機に読みきかせに目覚め、毎年参加する人もいます。

令和元年度は中学生の参加もあり、参加者も含め幅広い年代の方に読みきかせを楽しんでもらう、本に親しむ機会となっています。





### 鈴鹿市立図書館の取組

平成28年、中・高校生を始めとした若年層の方々に図書館の魅力を再発見してもらい、継続的な来館につなげていく事を目的として、全てが職員の手作りによる体験型謎解きイベント『不思議の国のアリス×鈴鹿市立図書館』を企画・開催しました。当日は、閉館中の館内において、県内外から集まった参加者が、職員により製作された図書館や図書に関する様々な情報に基づいた“謎”の解明に挑戦しました。



終了後に実施したアンケートでは、『本の探し方がわかった』『館内の施設を知ることができました』『図書館に親しみが持てるようになりました』等、様々なご意見をいただき、図書館の魅力を発信することができました。

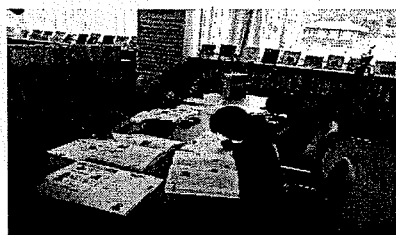
### 多気町立勢和図書館の取組

多気町では、町内の2公共図書館、7小・中学校の学校図書館が子どもたちの成長発達に合わせて「聞く力→読む力→調べる力」を育ていけるよう、日常的に選書・読書案内・レファレンスを大切に、ストーリーテリング・ブックトーク・アニメーション・ビブリオバトルなどを行っています。

さらに、子どもたちの「調べる力」を育てるために、学校司書が教師と連携し、授業支援を行ったり、公共図書館司書が「コミュニティースクール」での授業支援や「子ども司書大使」育成、「調べ方学習講座」を行っています。

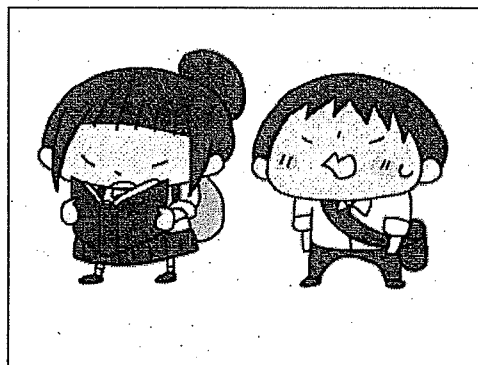
また、その下支えとなるよう、定期的に公共・学校司書全体で町内司書合同研修を開催し、学びを共有・蓄積しています。

それらの活動をまとめた「子どもの豊かな学びを支える読書活動～学校と公共図書館が一体となって図書館の町を目指す試み～」本編・資料編が第21回図書館を使った調べる学習コンクール：指導・支援部門において「優秀賞・日本図書館協会賞」を受賞しました。



## 伊勢市教育委員会の取組

中学生・高校生の読書離れの改善に向けた方策として、中高生向けの図書を集めたヤングアダルト図書コーナー（YAコーナー）を伊勢図書館・小俣図書館ともに設置しました。情報発信としては、中高生版としょかんNews Voiceを作成し、市内の中学校・高校へ配布しています。Voiceでは、「図書館ビギナーのイワイ」「小さい頃から本が好きなおーちゃん」という高校生キャラクターのほのぼのとしつつも悩みを抱えたりなにかと忙しい学生生活を描きながら、同世代へのおすすめ本を紹介しています。



えーちゃんとイワイ

また、中高生がよく活用しているツイッターにて、中高生向けのお知らせに特化したアカウントを作成し、YAコーナーの特集や図書館イベントについてお知らせしています。

他にも、図書館スタッフが中学校へ出張しビブリオバトルの実施をサポートするなど、読むことにとどまらない活動にも取り組んでいます。生徒たちはゲーム感覚で楽しみながら、自分の言葉で好きな本への熱い思いを語ったり、他の生徒の発表を熱心に聞き入っており、「この後すぐ図書室で本を借りたい」という生徒もいました。

## 尾鷲市教育委員会の取組

尾鷲市では、少子化対策「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進める中で、豊かな感性や心を育み、想像力にあふれる子育てを「本読み子育て」として確立し、本市の子育ての魅力としていくために、図書館を中心に読書推進活動に取り組んでいます。

そのメインイベントとなるのが、平成28年から取り組んでいる「青空図書館」です。

青空の下で、家族でのんびりと読書を楽しむことをコンセプトに、絵本作家の講演会やボランティアによるおはなし会、地域の多様な業種によるマルシェなどを開催し、図書館から本の魅力、地域の魅力を発信しています。このイベントを通して読書の楽しさを体験し、図書館の利用が促進され、子どもたちの読書活動が推進されること、さらに地域の人たちとの交流が生まれることで、地域で子どもたちを見守り育てることにつながっています。



## 《公民館・児童館等》

### ○図書室等の充実

- ・ 公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。その際、家庭読書を推進するための「家読（うちどく）コーナー」を設置するなど、家族で読書に親しむことができる環境の整備を働きかけます。
- ・ 保健センター、地域子育て支援センター<sup>※20</sup>、放課後児童クラブ<sup>※21</sup>等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を促します。

### ○研修会等への参加

- ・ 子どもの読書活動に関する知識や、読み聞かせ等の技術の習得を目的として、県・市町教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に、職員が積極的に参加するよう促します。

### ○読み聞かせ等の実施

- ・ 公立図書館や読書ボランティア等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトーク<sup>※22</sup>等を積極的に開催するよう促します。その際、家族で参加できる企画内容とするなど、大人と子どもと一緒に読書に親しむ機会の提供を働きかけます。

### ○啓発活動の充実

- ・ 公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を促します。

### ○読書ボランティア等の支援

- ・ 読書ボランティア等が充実した活動を展開できるよう、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

---

※20 地域子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

※21 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

※22 ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること

## 《読書ボランティア、地域ボランティア》

### ○活動の拡充

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施するとともに、読書ボランティア等に対し、県や市町教育委員会、公立図書館等が開催する研修会の受講を促進し、引き続きその資質向上を支援します。
- ・ 活動のさらなる充実に向けて、公立図書館のボランティア登録制度等の活用や、公立図書館や幼稚園、保育所等、学校等との連携・協力を働きかけます。
- ・ 「地域学校協働活動」や「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」等の子どもの居場所づくりに取り組む指導者、コーディネーター、ならびに地域のボランティアが、地域や学校において読み聞かせや学校図書館支援等を推進するよう促します。

## 《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

### ○多様な主体による取組の推進

- ・ 高等教育機関や民間団体（子どもの本専門店、書店商業組合等）等地域の多様な主体と、公立図書館や公民館等とが連携・協力しながら、読書活動や啓発活動を行えるよう支援します。
- ・ 地域住民、商業施設、企業等による多様な取組が推進されるよう、県内外の取組事例の情報収集、提供に努めます。

### ○地域住民への読書活動の啓発・奨励

- ・ 子どもの読書活動の意義を広く普及させるため、ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、県が主催する県民を参加対象とした講演会や読書を考える集い、ビブリオバトル等への参加を働きかけます。

### (ア) 学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成29年度及び30年度に公示された学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特性に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

これらをふまえ、学校においては、すべての子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要となっています。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、幼稚園、認定こども園及び保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められています。

県及び市町等は、学校図書館法等の関係法令等の趣旨をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。

### (イ) これまでの取組の成果と課題

#### ○推進体制の構築

- ・ 小・中学校において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、各市町等教育委員会からの質問に対して、指導助言等を行いました。
- ・ 県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めました。
- ・ 県立特別支援学校では、各学校の実情に応じて、調べ学習や読み聞かせの授業において図書室の活用を積極的に進めました。

### ○学校図書館の読書環境の充実

- ・平成29年度からの第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」についての周知を図ることで、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました。
- ・県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進し、県立学校及び県立図書館の有効活用を図りました。
- ・導入から18年以上が経過した「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」の更新に取り組みました。
- ・県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。
- ・小・中学校においては、地方財政措置についての周知を図るとともに、学校司書の配置に向けて情報の提供を行いました。
- ・12学級未満の県立高等学校への司書教諭の配置に努め、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進しました。
- ・県立特別支援学校においては、司書教諭の配置を拡充し、平成27年度の7校から令和元年度は11校になりました。

### ○研修会等の実施

- ・県立高等学校では、効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、生徒の読書活動推進に関する研修会等への教職員の計画的な参加を進めました。

### ○外部人材の活用（読書ボランティア等との連携）

- ・県立高等学校では、読書活動を推進するため、外部講師による朗読会や作家による講演会などを実施しました。

### ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・県立高等学校では、日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めました。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・県立高等学校では、生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めました。

### ○学校図書館の地域開放

- ・県立高等学校では、地域の実情に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進しました。

### ○読書に対する興味や関心の涵養

- ・ 小・中学校では、ビンゴカード等、児童生徒の興味関心を育成する取組を行いました。
- ・ 県立高等学校では、生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）や、ブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動の充実に取り組みました。

### ○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校では、新学習指導要領説明会を開催し、国語を中心とした各教科における学校図書館の活用について周知するとともに、学校図書館の授業活用を推進しました。
- ・ 県立高等学校では、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。

### ○家庭や地域との連携

- ・ 小・中学校においては、学校支援地域本部推進事業等を通して、地域ボランティアを中心とした読み聞かせ等の学校図書館を活用した活動の推進や、学校の読書環境の整備等に努めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を保護者へ開放し、家庭において子どもと一緒に読書に親しむ機会を設けました。

### ○家庭に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校においては、県PTA 連合会と連携し、生活習慣・読書環境チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年2回実施しました。

<学校の課題>

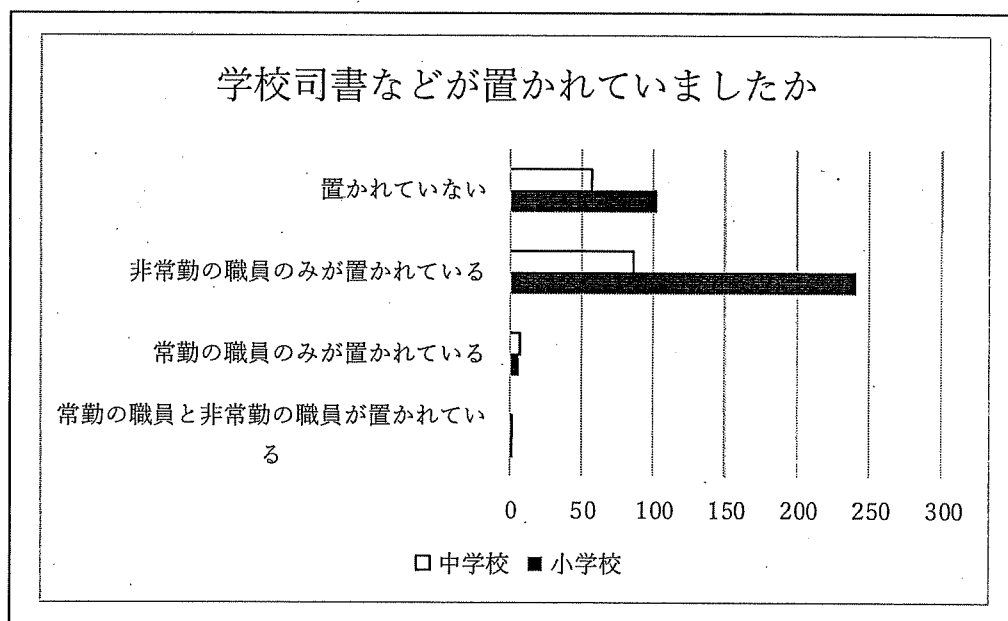
○ 学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準<sup>※23</sup>の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、引き続き、資料の充実と整備を図ることが課題です。また、学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、引き続き学校司書等の配置が求められます。

※県内の学校図書館図書標準の達成率 (%)

年度	28 年度
小学校 (全国平均)	57.2 (66.4)
中学校 (全国平均)	35.9 (55.3)

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

- 小・中学校においては、学校司書を配置する小・中学校の割合や、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる質の向上が求められています。
- 県立高等学校においては、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は増加しているものの、平成30年3月に示された新高等学校学習指導要領をふまえ、さらに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動をより充実させることが求められています。



※23 学校図書館図書標準:平成5年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準



## (ウ) 学校等における今後の取組

### 《小・中学校》

#### ○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

#### ○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 学校図書館図書標準の達成をめざし、各学校の実情に応じた図書館資料を整備するよう促します。
- ・ 市町教育委員会に対しては、地方交付税措置「学校図書館図書整備等5か年計画<sup>※24</sup>（平成29年度から令和3年度まで）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、団体貸出や相互貸借を効果的に活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供できるよう情報の提供を行います。
- ・ 学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るよう促します。また、司書教諭講習の周知を図ります。
- ・ 改正学校図書館法をふまえ、学校司書のさらなる配置に向け、市町等教育委員会に対して、地方財政措置が活用されるよう周知を図るとともに、学校図書館の人的体制のさらなる充実に向け情報を提供していきます。

#### ○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するよう促します。

#### ○家庭や地域との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、保護者ボランティアや、公立図書館、読書ボランティアをはじめとした、地域の多様な主体と積極的に連携するよう働きかけます。
- ・ 「学校支援地域本部」のような、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。
- ・ 学校図書館の地域開放については、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で地域の読書活動の拠点として開放するよう促します。

---

※24 学校図書館図書整備5か年計画：学校図書館図書標準を達成するため、学校図書館の図書の整備に平成29年度から5年間毎年約220億円、総額約1,100億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。また、学校図書館への新聞配備についても、同様に5年間毎年約30億円、総額約150億円が措置されている。さらに、学校司書の配置についても5年間毎年約220億円、総額約1,100億円が措置されている。

### ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるよう促します。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するよう促します。

### ○読書に対する興味や関心の涵養

- ・ 一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心の涵養を図るよう促します。

### ○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。そこで、様々な文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。

### ○家庭に向けた取組の推進

- ・ 「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発や、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。

## 《県立高等学校》

### ○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

### ○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 新聞などを含めた多様な図書館資料の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- ・ 生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用し、各県立学校の図書館窓口の業務の効率化を図ります。
- ・ 各学校の実情に応じて12学級未満の学校への司書教諭の配置に努めます。

### ○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

### ○家庭・地域等との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、図書館だよりを発行するなど、家庭や地域等との連携に努めます。

### ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の実情に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

### ○障がいのある子どもへの対応

- ・ 生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めます。

### ○学校図書館の地域開放

- ・ 地域の実情に応じ、生徒の安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。

### ○読書に対する興味や関心の涵養

- ・ 読書意欲はあるものの、日々の学習や部活動等で多忙な生徒、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な生徒等、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めます。
- ・ 生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）や、ブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。

### ○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められていることをふまえ、学校図書館の授業活用を推進します。
- ・ 各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

## 《県立特別支援学校》

### ○推進体制の構築

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援するため、司書教諭が学校司書等と連携し、学校図書館の職務に積極的に携わることができるよう校内体制を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

### ○学校図書館の読書環境の充実

- ・ NPO等の協力により、布絵本、リライト本<sup>※25</sup>等を作成するとともに、一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の実情に応じた図書館資料の充実を図ります。
- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、情報機器を活用した絵本の読み聞かせ等の読書活動を進めます。
- ・ 各学校の実情に応じた司書教諭の配置に努めます。

### ○家庭や地域との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、読書ボランティアや関係機関等との積極的な連携を図ります。また、地域の実情に応じ、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で学校図書館を保護者や読書ボランティア等の地域住民に開放することで、子どもに合った本を提供していけるよう支援します。
- ・ 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができるような支援に努めます。

### ○読書に対する興味や関心の涵養

- ・ 各学校の実情に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、子どもの読書に対する興味や関心の涵養に努めます。

---

※25 リライト本：障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本

## 《幼稚園・認定こども園及び保育所》

### ○読書スペース等の確保と図書整備・充実

- ・ 子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保や、絵本等図書の充実を促します。

### ○研修会等への参加

- ・ 教職員や保育士が、読書活動の推進への理解を深め、知識・技術を向上させるため、県・市町教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するよう促します。

### ○読書活動の充実

- ・ 読み聞かせ、パネルシアター、手遊び等、様々な題材や手法を用い、子どもが、想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができる取組の充実を促します。
- ・ 市町立図書館や読書ボランティアの協力を得るなど、より効果的な取組となるよう促します。
- ・ 中学生等の職場体験実習を受け入れ、中学生等による読み聞かせを行うなど、異年齢交流において、多様な読書機会を提供します。

### ○保護者との情報交換等

- ・ 保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。
- ・ 未就園児を対象とした子育て支援活動において、読書活動の大切さや意義を積極的に周知するよう促します。

## 4 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

### （1）推進体制の充実

子どもの読書活動を推進するにあたり、県教育委員会は教育委員会内の関係各課、県立図書館を管理する環境生活部や子育て施策を担当する子ども・福祉部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。

本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町等あらゆる分野の関係者の主体的取組が不可欠であり、連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

#### （ア）三重県子ども読書活動推進会議等の開催

- 県教育委員会は、学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織する三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）と読書活動推進庁内会議<sup>※26</sup>（以下「庁内会議」という。）を定期的に開催します。
- 両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と、市町教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

#### （イ）市町教育委員会等との連携・協力

- 県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。
- 子どもの読書活動を一層推進するためには、すべての市町において、その実情に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。  
県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定、あるいは第四次計画の策定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。

※26 読書活動推進庁内会議：県教育委員会関係課、知事部局関係課及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議

- 市町教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級<sup>※27</sup>、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室<sup>※28</sup>、ブックスタート<sup>※29</sup>事業等における読書の大切さを学ぶ機会の拡大を図ります。

#### (ウ) 民間事業者等多様な主体との連携

- 県教育委員会が啓発事業等を主催する場合は、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めます。
- 読書関係団体等が実施する子どもの読書活動を推進する多様な取組を推奨します。
- 地域の多様な主体が市町教育委員会等と効果的に連携できるよう、必要な情報の収集と提供に努めます。

#### (エ) 助言や情報提供等の支援

- 県教育委員会は、県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の確認と成果の検証を行うとともに、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。
- 県教育委員会は、国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティア等に提供し、地域における活動の支援に努めます。

#### (オ) その他

- 電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意していきます。

### (2) 子ども読書活動推進計画の進行管理

子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況について、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

※27 家庭教育学級：家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

※28 育児教室：乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士等が行う講座

※29 ブックスタート：0歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動

## 5 成果指標と成果目標

目指す成果	指標		実績(30年度)	実績(令和元年度)	目標数値
					(令和6年度)
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をするか」という質問に対して、10分以上すると回答した児童生徒の割合	小学校			
		中学校			
地域での読書習慣が身につく	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校			
		中学校			
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数				
学校において読書習慣が身につく	④学校に教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員がいる割合	小学校			
		中学校			
	⑤児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合	小学校			
		中学校			
	⑥高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数				

- ① …… 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
- ②④⑤ …… 県教育委員会「読書活動に関する調査」
- ③ …… 県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」
- ⑥ …… 県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」





